議案第98号

岩倉市手数料条例の一部改正について

岩倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年12月3日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市手数料条例の一部を改正する条例

岩倉市手数料条例(平成12年岩倉市条例第7号)の一部を次のように 改正する。

別表第9中

住民票の記載事項証明手	1 件	200円	申請のとき	
数料				
不在住・不在籍証明手数料	1 件	200円	申請のとき	
住民票の写しの交付手数	1通	200円	申請のとき	
料				
戸籍の附票の写しの交付	1通	200円	申請のとき	
手数料				

を

1 件	200円	申請のとき	
1通	200円	申請のとき	
1 件	200円	申請のとき	
1通	200円	申請のとき	
	1 4	1 通 200円	1通 200円 申請のとき 1件 200円 申請のとき

で又は同条第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定による除票の写しの交付手数料住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項におりて2世間条第5項におりて2世間条第5項におります。	1件	200円	申請のとき	
て準用する同法第12条 の3第8項の規定による 除票に記載をした事項に 関する証明書の交付手数 料	· X	0.00	中きのした	
住民基本台帳法第20条 第1項から第4項までの 規定による戸籍の附票の 写しの交付手数料	1通	200円	申請のとき	
住民基本台帳法第21条の 3第1項から第4項まで又 は同条第5項において準用 する同法第12条の3第8 項の規定による戸籍の附票 の除票の写しの交付手数料	1 通	200円	申請のとき	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。